

第16期第8回島根海区漁業調整委員会

日 時：令和5年6月19日（月）14:00～16:30

場 所：松江市朝日町478-18 松江テルサ 大会議室（4F）

出席委員の氏名：福田 薫（1番）、堀 浩之（3番）、寺本 太（4番）、
倉田 健悟（5番）、小川 喜美夫（6番）、月森 久樹（7番）、
渡邊 恭郎（9番）、矢倉 淳（10番）、福島 充（11番）、
青山 善一郎（12番）、梅田 信男（13番）、中東 達夫（14番）
欠席委員の氏名：樋野 博實（2番）、永松 正則（8番）、大野 賢三（15番）

1. 開 会

（事務局長が開会及び会の成立を宣言）

2. 挨拶

【議 長】省略

【染川次長】省略

3. 議 事

- （1）第8次島根県栽培漁業基本計画の策定について（諮問）
- （2）知事許可漁業の制限措置等及び許可の申請期間を定めることについて（諮問）
- （3）令和5管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
 - ① さば類
- （4）知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
 - ① 令和4管理年度 さば類
 - ② 令和5管理年度 くろまぐろ
 - ③ 令和5管理年度 まあじ
- （5）島根海区漁場計画の訂正について（報告）
- （6）漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準の制定について（報告）
- （7）日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について（報告）

① 九州・山口北西海域のトラフグの資源管理に係る指示

② 太平洋クロマグロの遊漁に係る指示

(8) その他

4. 議事の概要

【事務局長】（議事に入る旨宣言。議長に議事進行を依頼。）

【議長】（議事録署名人として寺本 太（4番）、倉田 健悟（5番）を指名。）

(1) 第8次島根県栽培漁業基本計画の策定について（諮問）

〔沿岸漁業振興課 説明〕

【議長】 それでは、この件につきまして、御質問や御意見がありましたらよろしくお願ひします。

【渡邊委員】 この放流事業は、各市町村でやる放流行事がありますね。あれと連動してるんでしょうか。この前、浜田の水産業振興協会の総会があったときに、市長さんが、今回は子供さんを使って放流事業をしないということを職員の方が説明されたので、ぜひともやっぱり魚に触れてほしいということで子供さんを使って放流事業したいということをおっしゃられたんですけど、そこら辺はどういうふうになってますでしょうか。

【沿岸漁業振興課】 マダイ、ヒラメの放流事業等について、島根県水産振興協会が主体的に実施されております。子供、小学生を対象にしたPR放流も実施しております、なかなか全ての小学校ではできないんですけども、順番にといたしますか、地域バランスを考えながら年に何回か実施しております。水産振興協会の会長は浜田市長さんでもございますので、浜田でのPR放流をぜひやりたいという意見もすごく強く持っておりますので、PR放流については、引き続き実施していくことになるかと思ひます。若干ちょっとコロナの関係で、できなかったというのが2、3年ぐらいあったかと思ひますけれども、今後は実施していくと思ひます。

【渡邊委員】 よろしくお願ひします。

【議長】 そのほかありますか。

【梅田委員】 放流事業にもちょっと関係あるんですけど、キジハタなんかの漁獲制限ちゅう、大きさの制限とか、そういう体長何センチまでは捕ってはいけないちゅうやつを提案したいと思ひますけど、鳥取県なんかは昨年より27センチのキジハタは持ち帰

りとか出荷制限があるみたいなんですけど、その点をちょっと島根県もある程度、天然のやつやっぱり遊漁とかフィッシングで、よく小さいやつでもみんな揚がるみたいなんで、ある程度漁獲制限というか、大きさの制限を、タイやヒラメと一緒に、15センチ、30センチがあるんですけど、そういうキジハタでも、せっかく放流するんだったら、それまである程度そういう魚体の制限をしたらどうかなと皆さん思っようなんですけどね。

【沿岸漁業振興課】 御意見ありがとうございます。やはり放流するからには、放流した後も大きくなってから漁獲されないと意味がないということは十分理解しておりますけれども、現在のところまだ漁獲規制を定めてなくて、お隣の鳥取県だったり山口県のほうでもそういった資源管理のような漁獲制限を実施してますので、本県についても今後そういったことについても併せて検討していきたいと思えます。

【梅田委員】 最近レジャーで結構カヌーとかあんなんでどんどん他県から来て、それをすぐネットで流してからいろいろ毎年多くカヌーで来るもので、そういうのをちょっとある程度、持ち帰り禁止という感じでやってもらえりゃと思うんですけどね。

【寺本委員】 サイズが小さくなれば一般的には尾数が多少多くなるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどういうふうにお考えで、両方とも少なく、また小さくなったんでしょうか。

【沿岸漁業振興課】 サイズが小さくなって、尾数もちょっと少なくなるってなると、効果が大丈夫なのかという御心配もあるかなと思うのは当然だと思っておりますけれども、他県のほうでも、こういったサイズでの放流もされてます。それから、尾数は少なくしたんですけども、適地放流ということで、今までは岸壁にトラックをつけて、そこから滑り台みたいな形で湾に流すような方法での放流をしてたんですけども、例えば稚魚が多くいる場所、餌が豊富なところまで船で種苗を持って行って、そういったところに放流することでかなり生き残りがいいというような報告もありますので、そういった丁寧な放流などを心がけるようにして、効果が出るように取り組んでいきたいと思っております。

【寺本委員】 ありがとうございます。それから、先ほどの長さの制限、日本釣振興会では、基準が30センチになってますね。

【梅田委員】 鳥取県が27センチだと思うんで。

【寺本委員】 以上です。ありがとうございます。

【議長】 そのほかありますか。それじゃ、私からちょっと。さっき説明の中で、矢倉委員の指摘のあった件については、これは栽培漁業に特化した計画なので触れていないということなんですけど、農林水産の長期計画がありますよね。あっちのほうではいろんな分野にわたってやってるので、そっちのほうで取り上げているので、これは栽培漁業に絞った形でやってるということで、取り上げないという意味じゃなくて、そっちのほうにはちゃんと載せているという理解でいいですかね。

【沿岸漁業振興課】 はい、そのとおりです。

【議長】 そのほかありますか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、本件につきましては異議のない旨を答申いたします。

（２）知事許可漁業の制限措置等及び許可の申請期間を定めることについて（諮問）

〔事務局説明〕

【議長】 それでは、この件につきまして、御質問や御意見がありましたらよろしくお願ひします。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、本件については異議ない旨、答申いたします。

（３）令和５管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

① さば類

〔事務局説明〕

【議長】 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ありますか。

【渡邊委員】 今年、特に中型まき網がTACいっぱいになってましてね、それで、県としては7割ぐらいでもうTACがいっぱいになりますっていう指導をされると思うんですけど、それをもうちょっと早めに指導をできる体制っていうのはとれないんでしょうかね。その、今、現行でいくと、ほとんど隠岐のまき網がかなりな数量捕ってるんですよ。島根まき網のほうに残りのときに配分されるんですけど、その時点でもうかなり差が出てきて、捕ってないところでも制限が出てくるんで、しかもオーバーするとほかの事業者の方にも迷惑がかかるということもあるんで、もうちょっと早めにその島根まき網に声をかけて、これからどういうふうな方針でまき網が捕っていくっ

ということ、指導というか、一緒に協議をできる場を持つということではできないんでしょうか。

【水産課】御質問ありがとうございます。今年のサバに関しましては、非常に枠が小さくて、資源の状態に比べて国の設定したTACが全体的に少なく、皆様に非常に窮屈な思いをさせてしまっていることについて、大変心苦しく思っているところでございます。資源管理に御協力いただいております。

それで今、指導というか、捕り方を検討してくださいというお知らせするタイミングをもうちょっと早くできないのかという御意見だったんですけれども、枠が小さいために、7割のタイミングで指導したら、残りがもう小さくて各船に割り振ったらその数量は小さ過ぎて苦しいというところがあって、枠が大きければ7割でも残りの数量は大きくてまだ余裕あるというところもあって、なかなかパーセンテージでやると非常に難しいというところがございます。そこは今回非常に反省すべき点というか、一つの課題だなどと思っております。先日、島根まき網の隠岐船団の皆さんがお話し合いを持たれる場がありまして、その場で、たくさんどっと捕れたらちょっと捕り方考えようよというようところで、パーセンテージじゃなくて、今回もそれまではあまりサバが捕れてなくて、枠に余裕あるなど思っていたところ、1日でどっと1,000トン規模の水揚げが2日続いたがために、急に残り30%、消化率70%というところに来てしまって、そこから慌てての協議という形になってしまいましたので、1日でも1,000トン規模というか、まとまった漁獲があったときに話し合いをしましょうというような相談をされましたので、来年以降というか、今漁期以降、改善がされるんじゃないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

すみません、ちょっと資料に訂正がございまして、34ページの中まきの漁獲量の平均のところ、総漁獲量の平均が13,707で、中まきの漁獲量が66,161になってますけれども、こちら間違いでして、13,232です。表の一番右側の列の真ん中の行ですね。大変失礼いたしました、訂正してください。

【渡邊委員】今年度はかなり、6月まではありますけど、今の体制で多分何とかやっていると、来年度以降よろしく願いします。

【議長】そのほかありますか。

【堀委員】ちょっと私、勉強不足なもので分からないのでちょっと教えていただきたいんですけど、32ページの一番上の、親魚の動向として横ばいと、マサバが横ばい、ゴ

マサバが減少傾向にある中で、なぜ漁獲量がこれだけ増加したっていうその理由は、どこに基づいて増加してるんでしょうか。

【水産課】御質問ありがとうございます。このグレーの表の中で親魚量の動向として、マサバが横ばい、ゴマサバが減少、ある中でTACは増えていると、何で増えているというところがございますが、まず複数要素としてありますが、幾つか説明させていただきます。まず、TACの数量を決めるときに、マサバとゴマサバは現場で正確に分けて管理することが困難であるため、1つのTACとして管理をすることになっております。このときに、マサバで計算された数量の7割と、ゴマサバで計算された数量の3割を足して10割になるようにしているのです、どちらかというともマサバの比率が高くなっております。また、漁獲可能量の計算のところを御説明しますと、参考資料のところの40ページを御覧いただければ、ここに表の2のところ、将来予測をした結果の漁獲量の推移を示しておりますが、表の2のところ、赤い枠で囲まれたところ、ここが安全係数0.95を採用したときの漁獲量のシナリオでございます。2023年のところから2024年とどんどん上がっていくというのが今後将来予測として見込まれています。なぜこのようになるかってところだと、すみません、説明がちょっと申し訳ないんですが、1つ前のページ、39ページを見ていただいたほうがよいかと思います。

【水産課】すみません、ちょっとよろしいですかね。全体の資源の動向として横ばいとか減少傾向というのはあるんですけども、やっぱり年によって多少変動があると。全体的な傾向としては、マサバだったらある程度横ばいで一定ですよと、ゴマサバのほうは少し下がってるというところがあるんですけども、昨年と比べると今年の資源評価は少し改善をしたと、というか、昨年度資源評価がかなり、資源評価も予測が非常にばらつきが大きいもので、ちょっと下方向に振れていたと。ちょっと予測が少し不正確というか、外れていたというところがあって、それを最新の資源評価で評価をすると漁獲量は昨年よりは少し多くなったという状況ということです。

【水産課】一番大きいのはゴマサバとマサバで一括管理をするというところでありまして、ゴマサバのほうは資源に占める割合が低い、マサバのほうは全体に占める割合が大きいので、マサバのTACが今回資源評価が去年よりもよかったので増えましたと。その増え幅がゴマサバの減る分よりも大きい。そのため、全体としてこれだけ増えたというのが、一番分かりやすい簡潔な説明かなと思います。

【堀委員】ありがとうございました。

【議長】そのほかございますか。よろしいですか。

【委員一同】（意見等無し）

【議長】そうしましたら、本件については、異議ない旨の答申いたします。

（４）知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

- ① 令和４管理年度 さば類
- ② 令和５管理年度 くろまぐろ
- ③ 令和５管理年度 まあじ

〔事務局説明〕

【議長】ただいまの件について、御質問等ございますでしょうか。

【渡邊委員】今の御説明からですけど、国からの留保枠は翌年度に返さないといけないんですよね。

【水産課】留保枠ではなくて、前借りをしたものについては、前借りなので。

【渡邊委員】ああ、前借り。それは引かれるんですよね。

【水産課】前借りなので差し引かれてしまうということです。

【渡邊委員】マアジは国留保枠で増となっておりますけど、これは返さなくてもいいんですか。

【水産課】これは通常の国留保からの追加配分ですので、返す必要はございません。

【渡邊委員】やっぱりこれは、また違うんですね。

【水産課】前借りとまた別ですので。

【渡邊委員】それとあと、鹿児島から融通してもらってますよね。２回。その１，３００トンとは別に返さなくても、特に融通してもらったやつということで。

【水産課】別にそれはお互いさまなので、返してということは言いませんということまで言っていておきますので、返す必要はございません。けれども、お互いさまなので、来年以降、鹿児島県さんで枠が足りないと、島根県の枠は余ってるよというようなことがあれば、逆に融通するというようなことを検討するのが助け合いの精神かなと思っておりますので、そういったことあれば、また御相談をさせていただきます。

【渡邊委員】今回、サバに関しては１万８，７００トンが島根県の割当てですけど、県の留保枠はそれから何%か留保枠っていうのがあるんでしょうか。

【水産課】島根県の留保枠ですね。

【渡邊委員】 島根県の、はい。

【水産課】 それは特に島根県の浮魚に関しましては留保枠を設けていなくて、中型まき網区分とその他漁業という形でやっております。その他漁業については、目安数量という形で現行水準という形になっており、留保枠というのは特に設けておりません。

【渡邊委員】 分かりました。ありがとうございます。

【議長】 そのほかございますか。

じゃあ、私からちょっと1点ですが、前借りルールなんですけど、さっきも質問があったと思いますけど、要は、今年度の漁獲枠がこのままではいっぱいになりそうだと。例えば来年から100トン分を先にもらって今年度分とやって、来年度はその代わりに100トン減らしますよということなんで、そうすると、そのそういう豊漁状態が続くと、来年はまた100トン少ないわけだから、また足りんわという話になりがちですよ。そうした場合、そのまた100トン足りん、もうちょっと足りんかもしれんけど、それを今度はさらにまた次のときから前倒しいうようなことが可能なのかな、そうやると自転車操業みたいに、事実上、枠が増えるようなこともテクニックとしてやっていく、あんまり言っちゃいかんのかな、これ。どうなんでしょうかね。

【水産課】 発動の要件というのが一応あって、翌年度のABCが一定以上、今年よりも高くなったときにだけこのルールが使えるというような発動条件があって、なかなかそれが非常に高く設定されておまして、自転車操業的な形にならないようにということで、国が制度設計をしているというのがあります。ただ、なかなかそれが高過ぎるんじゃないかというような議論もあって、より漁業者の方が使いやすく、柔軟な管理につながるような形で制度設計をし直してもらえるような意見を、漁業者と連携して関係者で国に対して申入れをしていこうと思っているところです。まだサバにしかできていないルールなので、今後、他魚種にも広がっていったり、新規のカタクチ、ウルメなんかでもそういった柔軟な運用を求めているところですので、その一つとして前借りルールについてもよりよい制度になるようにということで要望していこうと考えているところです。

【議長】 ありがとうございます。

そのほかありますか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 以上、本件は報告でございました。

(5) 島根海区漁場計画の訂正について（報告）

〔事務局説明〕

【議長】 ただいまのお話、御質問等ございますか。

厳密に言うと、オキアサリとコタマガイというのは標準和名としては別物だったような感じがするけど、ここでいうオキアサリというのは沖にいるアサリの総称、灘におけるいわゆる本当のアサリと、本当のアサリというのは変だけど、沖におけるアサリっていう概念的な分類ということになるんですかね。

【水産課】 おっしゃるとおりで、標準和名でオキアサリ、コタマガイというのはあるんですけども、その標準和名ということではなくて、地域の呼称ということで、地方名で、沖のほうで捕れるアサリのような二枚貝というのを総称してということですので、表現を統一してオキアサリということで記載させていただくということです。

【西部農林振興センター】 その説明では意味が違ってくる。もともと大社とか、あとは江津の波子とか、浜田の唐鐘周辺で、標準和名オキアサリであろう貝が従来から利用されてまして、漁業権の対象種にもなってますし、あとは小底の小さい貝桁でもオキアサリの貝桁がありましたので、基本はその標準和名オキアサリという貝がいるんですけども、それを利用していると思われるんですけど、同じくコタマガイという、標準和名コタマガイという貝もいて、それはもう瞬時に判別ができないぐらい似ている貝で、あとは交雑種もできるということで、非常に漁業現場で即時に見分けることが難しいということで、基本そのオキアサリとコタマガイ、はっきり分かんないんですけども、総称して従来からオキアサリと呼んでいたということで、今回県内ではオキアサリに統一したほうが分かりやすいだろうということで、表記の訂正をやらせていただくということでございます。いわゆる沖にいるアサリっぽいやつ何でもこれですよっていうつもりではなくて、オキアサリ、コタマガイを一くくりにして今回は漁業権の対象種としてオキアサリ漁業として定義をしようということです。

【渡邊委員】 浜田支所のほうでこの話が出たんですけど、御説明されて、浜田のほうは大丈夫でしょうか。納得は、これでいいということの了解は。

【西部農林水産振興センター】 今回のオキアサリ漁業と称することについては、地元の漁協さんにも確認を取っております。

【渡邊委員】 本当ですか。じゃあ、大丈夫です。

【議長】 それでは、本件報告については、ほかにございませんでしたら、本件については、承認することといたします。

【委員一同】 （意見等無し）

（6） 漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準の制定について（報告）

〔事務局説明〕

【議長】 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ありますでしょうか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、本件の報告について、承認することといたします。

（7） 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について（報告）

① 九州・山口北西海域のトラフグの資源管理に係る指示

② 太平洋クロマグロの遊漁に係る指示

〔事務局説明〕

【議長】 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ありましたらお願いします。

【寺本委員】 125 ページの下のほうの（2）クロマグロ（大型魚）の採捕の制限とありますが、アの 1 人 1 日当たり 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。これは遊漁者のことですかね。我々漁業者ですかね。

【水産課】 遊漁者に対する委員会指示ですので、これは遊漁者に対する制限です。

【寺本委員】 我々、漁業者が間違っただけで大型がかかった場合は、すぐ返さないといけない。

【水産課】 島根県においては、漁獲枠を沿岸クロマグロ漁業者に対して、大型魚は設けておりませんので、生存放流に努めてくださいということで、かかった場合はすぐに放していただけるように御協力をお願いしております。

【寺本委員】 分かりました。30 キロ以内を釣るようにします。

【水産課】 お願いします。

【寺本委員】 ありがとうございます。

【議長】 そのほかいかがですか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、ただいまの報告事項を終わりたいと思います。

(8) その他(中型まき網漁業漁船 灯火設備実態調査結果について)

[事務局説明]

【議長】ありがとうございました。ただいまの報告について、御意見、御質問ありましたらよろしくをお願いします。

【寺本委員】一番最後の表の2、各地区における自主規制概要というのが書いてございますが、これいつ頃決められたことか分かりませんが、出雲地区105キロワット、石見104キロワットプラスハロゲン5灯、隠岐は150キロワットになってます。これいつ頃決まったことでしょうか。すみません、お願いします。

【水産課】これらについては、平成8年度に各地区で設けられたものです。

【寺本委員】ということは、自主規制になってない状態だったわけですね、今まで。

【水産課】自主規制になってないというのは。これが実際使用できる灯火としてはこの数字であると。それと、先ほど示しましたグラフについては、灯船に装備されている灯火の設備ということで、それを全て使っているということではなくて、その中で、時期だとか魚種とかに応じて使い分けてるという状況にあるということです。

【寺本委員】作業灯は別に、灯火は105キロだったら105キロ使ってる。

【水産課】はい、そうです。これが各地区で定めた自主規制で、出雲と石見についてはその沿岸の漁師さんも含めて話し合った上でこういった取決めをしたということで、各地区のほうではこういったところで自主規制を設けて操業しているということです。

【寺本委員】はい、分かりました。日本海側のまき網船がどういう灯火をやってるか1回調べてもらったほうが何かよさそうな気がします。というのは、島根県だけ灯火規制があんまりというか、大きくて、日本海の魚捕れなくなったらちょっとバッシング受けそうな気がしますけど、ほかの県ではどのぐらいの灯火をやられてるか、1回調べてもらってもいいんじゃないかと思ってます。

【水産課】昨年に各県のまき網の灯火の状況等をいろいろ聞き取りしたところではあるんですけども、ほかの県でも10キロワットという同じような規制ではあるんですけども、実態のところはちょっとはっきりしないということで、今回のように、うちのように各経営体に聞き取りをしたというわけではないんですけど、そこら辺のところはちょっと分からないというのが実態です。

【寺本委員】分かりました。以上です。

【議長】 そのほかございますか。

【福田委員】 すみません。今、寺本委員さんの、続いてなんですが、この表の2の各地区の分で、漁業者さんにちょっと出雲地区、隠岐地区、ちょっと時間がなかったもので少人数ですけど確認したら、平成8年から10年、こういう話が出たことはない、聞いたことはないと言われたんですが、どういうふうなこの自主規制の調整をしたのかっていうのを、何か記録でも残ってるんですかね。

【水産課】 この話合いのところは、当時の各漁協であったり、団体のほうで話し合われたということで、県がその協議の中に入ってたかっていう記録は、ちょっと私、確認できてないんですけども、その中で最終的に協定書とか、そういったものについては県のほうに提出されて、出雲分についても出雲地区の一本釣りの協議会と話した上でこういったものを出してきましたという形で出てきてますし、石見地区についても当時の各単協が印鑑を押した形で出してこられてるという状況になっておりまして、そういったところで、当時には沿岸漁業者としっかり話をした上で定めたものと認識しております。

【福田委員】 そういう書類が残ってるということですかね。

【水産課】 はい。その経緯についてはちょっと、誰とどういった、具体的にどういった話ししたかっていうのはちょっと分からないですけども。

【福田委員】 ただ、ちょっと恵曇のまき網をしとられた方に聞いたんですけど、そういう覚えはないって言われたもので。

【水産課】 そう言われてしまうと、ちょっと私も答えにくいところではあるんですけど。

【福田委員】 当事者に聞いとるんで、はい。覚えはないと言われたんで、すみません。

【次長】 その経緯は、県のほうもどういった経緯で協定書ができたかっていうのは、正直、つかみ切れてないといったようなところですけども、平成8年に担当課長の通知を基に自主規制をまず作成しましょうといったような動きがございまして、それを受けて、県のほうにもそういった形で協定書が提出されてるといったようなこととございますので、その協定書というものは存在しまして、そこは出雲と石見については沿岸の漁業者の方々も含めて、自主規制といったようなものを定めたものであるというふうに県としては認識してるというところとございまして。

【福田委員】 隠岐はどうなんですか。隠岐は。

【水産課】 隠岐はですね、沿岸も含めての協定書といったようなところは確認されてませ

んけれども、隠岐のほうとしては特に沿岸のほうからこの件について、トラブルというか、そういったことがあるとは聞いてないといったようなところでございます。

【議長】 ちょっと隠岐の話が出ましたけど、先般、隠岐海区でも同じような報告してるようなことを聞いたんですけど、その説明をしてもらえませんか。

【水産課】 隠岐海区のほうでもこういった問題あるということで、先週12日に隠岐海区でも説明をいたしました。そのとき委員さんの中には沿岸の漁業者の方もおられましたけれども、まず隠岐の西郷のイカ釣りの漁師さんについては、最近は中型まき網とトラブルになるようなことはないというような発言ございました。それともう一方、一本釣り等をやられている漁業者さんおられましたけれども、この結果を報告いたしましたけれども、そのコメントとしては、灯火設備、無制限はよくないよねというような発言はありましたけれども、それについて現状について何か問題があるというような発言はございませんでした。それと、その海区の場ではないですけども、その地区の代表者の方にちょっとお話を聞いたときには、うちの地区では今のところそういった苦情だとかトラブルというのはないよというふうな話を聞いたところでもありまして、隠岐のほうでは、ある程度折り合いがついてるのかなというふうに考えておるところです。

【議長】 その他、御意見いかがでしょうか。

【福田委員】 すみません、もう一つ。この調査の中でこれ灯船だけですが、あと探索船と本船にも同様な設備、本船も集魚灯プラス水中灯の設備とか、他県はどうもしてないようなんですけど、そこら辺の設備もしてあるので、灯船だけではなく、設備があれば使うっていうふうに思うんですよ。ここの委員の中にも業者の方いらっしゃるんですけど、そこら辺のやっぱり調査されたほうがいいかなと思うんですけども、探索船にもあるということですね。

【水産課】 調査については全船の装備を確認したんですけども、今回の問題点というところが、灯火の消費電力が県の規則と実態とが乖離をしているというところが問題だというふうに思ってます、ちょっと論点整理する必要があるかなと思ってますけれども、灯船以外の船が集魚した場合には、それは当然、調整規則の違反となりますし、これまでも県の取締り船とかでも取締りの対象として検挙した実績というのものもある中で、それについてはしっかりと取締りをしてると、それは取締り対象ですということになってますので、仮に探索船であるとか網船に集魚設備があったとしても、それを

焚いて操業した場合には違反の対象となると、現認したら厳正に処分をするということになっておりますので、それについてはある程度整理されてるのかなというふうに思っております。

それと、あったら使うじゃないかということもあるんですけども、まき網船団で操業する関係で、灯船が急遽故障したとか、ドックにするということで使えないということもあって、その灯船の許可書のほうの書換えですね、灯船を替えるということも結構頻繁に行われてますので、その都度、灯船、灯火の施設を毎回移し替えるということも非常に非効率なところもありますので、そこは経営体の判断かと思えますけれども、そういったところに備えて設備をつけておくというのはちょっと妨げられないのかなというふうに思っておるところです。

【議長】 そのほかございますか。

それでは、県としましては、この調査報告を基に今後検討を進めるということでございますので、本日は、一応、報告事項ということで。

【青山委員】 1点だけいいですか、すみません。

【議長】 どうぞ。簡潔にお願いします。

【青山委員】 もちろんもちろん。いつもみたいにしますけん。この資料はオープンにしてもいいものなんですか。

【水産課】 基本的には、この海区の場自体が公表されてるものでございますので。

【青山委員】 要回収の資料かと思って。いや、ごめんなさい、ありがとうございます。

【議長】 そのほかございますか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、そのほか全体を通して何か質問しておきたいようなことがございましたら、よろしくお願いします。

【月森委員】 前のこの会議で私が質問しましたけど、またこの夏場がやってきましたので、海区をまたいで、昨年に大田市沖の波根沖でもりを持った、やすを持って沿岸で入っておったと、潜っておったと、それが隠岐の方であったということで、その地元の方が見られて、明らかにこちらの方でないということを確認されて、私のほうに言ってきて、皆さんにこの席で私、質問をしたんですけど、一応その貝を捕ってないという、本人は言ったらしいんですけども、それを見つけた人がその船に乗って検査をするということは、これは違反ですからできないわけですよ、当然。

【水産課】そうですね、捜査機関ではないので、あくまでも一般の人なので。

【月森委員】そういうことですよ。それで、その隠岐のその方は隠岐のほうでも有名な方でという話を聞きました。それで、今年もこういう時期になりましたので、やはり委員会か、あるいはその方、運営委員長なりに、そういうことをされないでトラブルがないようなやり方をしていただけないかというようなことは、ちょっと県のほうからも言っていたかないと、何かトラブルがあったときには、この危険性が大きいですから。未然に防ぐ、そういうことも我々の使命ですから、そういうことはしていただいたほうがよろしいんじゃないかとは思いますが。

【水産課】御意見ありがとうございます。そういった、何というか、トラブルの元というのは非常におっしゃるとおりですので、やっぱりそういったところは懸念があるということで、本人に対してだとか、そういった注意喚起というか、やはり立ち入ってきたときにいろいろ問題になる、懸念される部分があるかと思っておりますので、そういったところはしっかり指導していきたいというふうに思います。

【議長】そのほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【倉田委員】資料の95ページ辺りのところに、恐らく中海だと思うんですけども、新たに貝類の垂下式養殖業の漁業権が新設になってるんですけども、これはその漁業権の計画としては、これ今回初めてこういうことがあって、中海でそのほかの対象種だとかそういうものに対して漁業権を設定されるっていう話は、ほかにはないってことですかね。これだけが進行中なんですか。

【水産課】そうですね。これは貝類の養殖ということで、これまでアカガイなどの養殖試験をやってきましたんですけども、ある程度少しは見込みが出てきたということで、このたび新たに漁業権を設定するというものです。それ以外の魚種については、今のところはちょっとまだ予定がないというところです。

【倉田委員】分かりました。ありがとうございます。

【議長】それ以外ございますでしょうか。

ないようですので、本日予定した、全ての議題を終了します。

次回の開催予定がございました。よろしく申し上げます。

【事務局長】次回ですけれども、漁業権の免許申請に係る諮問などを御審議いただくため、8月、恐らく後半になろうかと思っておりますので、予定をしておりますので、皆様よろしくお願いたします。

それと、すみません、少しだけお時間ください。5月に連合海区を開催したときに、出席された委員の方から、「逐条解説漁業法」という我々もよく使う参考書があるんですけども、これを海区の委員の方々に配って理解を深めるようなことをしたほうがいいんじゃないかというようなお話でございました。今のところ、県のほうで必要部数を買って皆様にお配りしたいなと思っておりますので、御承知おきくださいということと、実はこれもう持ってるよっていう方がいらっしゃったら、その方はお渡しするのはやめようと思うので、皆さんお持ちではないですね。分かりました。じゃあ、皆さんお持ちでないということで確認できましたので、私からは以上でございます。ありがとうございます。

(9) 閉 会

【議 長】（閉会を宣言 16:30)

県職員及び事務局員として出席した者の職・氏名

農林水産部	次長	染川 洋
水産課	課長	横田 幸男
	課長補佐	池田 博之
	主任技師	新宅 祐児
東部農林水産振興センター	水産部長	爲石 起司
	水産課長	曾田 一志
	主任	富田 賢司
西部農林水産振興センター	部長	小谷 孝治
	主任	渡邊 至誠
水産技術センター	所長	安木 茂
島根海区事務局	事務局長	原 修一
	主任書記	高橋 一郎
	主任書記	渡邊 朋英
	主任書記	寺谷 俊紀

以上、議事の内容を記し、その相違ないことを認証する。

令和5年6月19日

議 長

中 東 達 夫

議事録署名者

寺 本 太

議事録署名者

倉 田 健 悟